

松山市長 野 志 克 仁

松山市まちなか文化活動補助金交付要綱をここに公布する。

記

松山市まちなか文化活動補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民が文化芸術活動に気軽に触れられる機会を創出し、市の文化芸術活動の振興を図るため、予算の範囲内で松山市まちなか文化活動補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和 44 年規則第 6 号）の定めるところによる。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、大街道商店街又は花園町通り商店街に属する場所のうち市長が別に定める会場で次に掲げる文化活動を実施することにより、市民が無料で文化芸術を鑑賞できる機会を提供するものとする。

(1) 楽器の演奏

(2) 歌唱

(3) 大道芸

(4) その他これらに類する文化活動として市長が特に認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

(1) 大音量を伴う事業、火薬、刃物等危険物を使用する事業その他周辺への迷惑行為となる事業

(2) 団体の会員等の特定の者を対象として実施する事業

(3) 文化祭、学園祭その他の催物の演目として実施する事業

(4) 第三者から出演料等の対価を受けて実施する事業

- (5) 営利を主たる目的とする事業
 - (6) 国，地方公共団体又はこれらに準じる団体からの委託を受けた事業又はこれらの団体と共同して実施する事業
 - (7) 国，地方公共団体又はこれらに準じる団体から補助金，助成金等の交付を受けている事業
 - (8) 政治的又は宗教的な活動に関する事業
 - (9) 第三者の著作権，肖像権，商標権その他の権利を侵害し，又は侵害するおそれのある事業
 - (10) その他補助対象事業として適当でないと認められる事業
- (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下，「補助対象者」という。）は，次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体又は個人とする。

- (1) 活動拠点が市内にあること。
- (2) 補助対象事業の実施者と補助金の申請者が同一であること。
- (3) 補助対象事業の出演者がいずれも当該補助対象事業に係る文化活動について2年以上の活動実績を有すること。ただし，結成から2年以上経過した団体にあつては，出演者の半数以上が同活動実績を有していれば足りるものとする。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 政治的及び宗教的な公平性及び中立性が確保されていること。
- (6) その他補助対象者として不適当と認められる事情がないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は，1の補助対象事業当たり8千円に当該補助対象事業の出演者の数に2千円を乗じて得た額を加えた額とし，2万8千円を限度とする

(補助対象事業の公募及び補助金の申請)

第5条 市長は，補助対象事業を公募するものとする。

2 前項の規定による公募に申請しようとする者（以下「申請者」という。）は，市長が定める期間内に，松山市まちなか文化活動補助金申請書（様式第1号）に，補助対象事業に係る次のいずれかの資料を添えて，市長に提出しなければならない。

- (1) 次のいずれかの資料

ア 映像資料

イ 音源資料及び写真資料

(2) 団体にあっては、出演者名簿

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、補助金の交付又は不交付を決定し、松山市まちなか文化活動補助金交付決定通知書（様式第2号）又は松山市まちなか文化活動補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者にその旨を通知するものとする。

(松山市まちなか文化活動補助金審査委員会)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付又は不交付の決定について審査するため、松山市まちなか文化活動補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、必要に応じて、申請者に対して質問及び調査をすることができる。

3 審査委員会は、やむを得ない場合には、審査委員会の構成員に対して書面その他の方法により意見を求めることにより、委員会の開催に代えることができる。

4 この要綱に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(変更申請等)

第8条 第6条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定を受けた補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ松山市まちなか文化活動補助金補助事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が適当と認める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、松山市まちなか文化活動補助金補助事業変更・中止・廃止承認通知書（様式第5号）によりその旨を通知するものとする。

(実績報告及び補助金の請求)

第9条 補助事業者は、補助対象事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、松山市まちなか文化活動補助金実績報告書兼請求書（様式第6号）に、写真等の証拠書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の実績報告書兼請求書の提出があった場合は、補助金を交付するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 補助金の交付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(決定の取消し又は変更)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付に関して不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

(返還請求)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分について既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を求めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則 (令和6年8月27日要綱第87号)

この要綱は、公布の日から施行する。